

# 山口県報

平成22年  
6月29日  
(火曜日)

## 目次

規則  
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課).....

告示  
土地改良事業施行の認可(農村整備課).....

公告  
東和都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....

人委規則  
職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....

職員  
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則.....

選管告示  
不在者投票のできる身体障害者支援施設の指定に関する告示の一部改正.....

山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十二年六月二十九日  
山口県知事 二井 関成

山口県規則第三十七号  
山口県行政組織規則の一部を改正する規則  
山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

### 第三百一条第一号の表中

山口県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関する事務	医務保険課
山口県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関する事務	医務保険課
地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会	地方独立行政法人法第十一条第二項の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に關することその他同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	医務保険課

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

に改める。

### 山口県告示第二百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、新  
規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成二十二年六月二十九日

土地改良区の名称	施行地区	事業の種類	認可年月日
柳井市土地改良区	窪田の下池地区	ため池の整備	平成二二、六、二一



(三二九) 東和都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

周防大島町から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準

用する同法第二十条第一項の規定による東和都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年六月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称  
東和都市計画下水道周防大島町公共下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課



職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月二十九日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第十三号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第三項中、「又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第三十三条ノ十第一項又は第二項に規定する期間内に」と及び「又は失業保険金」を削り、同条第四項中、「又は船員保険法の規定による失業保険金」と及び「又は失業保険金」を削る。

第二十三条の二第三項及び第二十四条第三項中、「又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第三十三条ノ十第一項又は第二項に規定する期間内に」と及び「又は失業保険金」を削る。

第二十五条第一項中、「第五十六条の二第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号イ」に改める。

別記第八号様式の裏の所屬長の記載心得2中「~~職員の退職手当の支給に関する規則~~」を「~~職員の退職手当の支給に関する規則~~」に改める。

別記第二十号様式の表を「~~職員の退職手当の支給に関する規則~~」に改める。

別記第二十号様式の表を「~~職員の退職手当の支給に関する規則~~」に改め、同様式の注1中(3)を削り、(4)を

「(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) \_\_\_\_\_」に改め、同様式の注1中(3)を削り、(4)を

(3)とし、(5)を削り、(6)から(9)までを(4)から(7)までとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月二十九日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第十四号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八条第一項を削り、同条第二項中、「第三条第二項」を、「第三条」に改め、同項を同条とする。

附則

この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。



### 山口県選挙管理委員会告示第五十四号

不在者投票のできる身体障害者支援施設の指定に関する告示（平成十九年山口県選挙管理委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月二十九日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕



平成二十二年六月二十九日  
発行

発行人

山口県知事